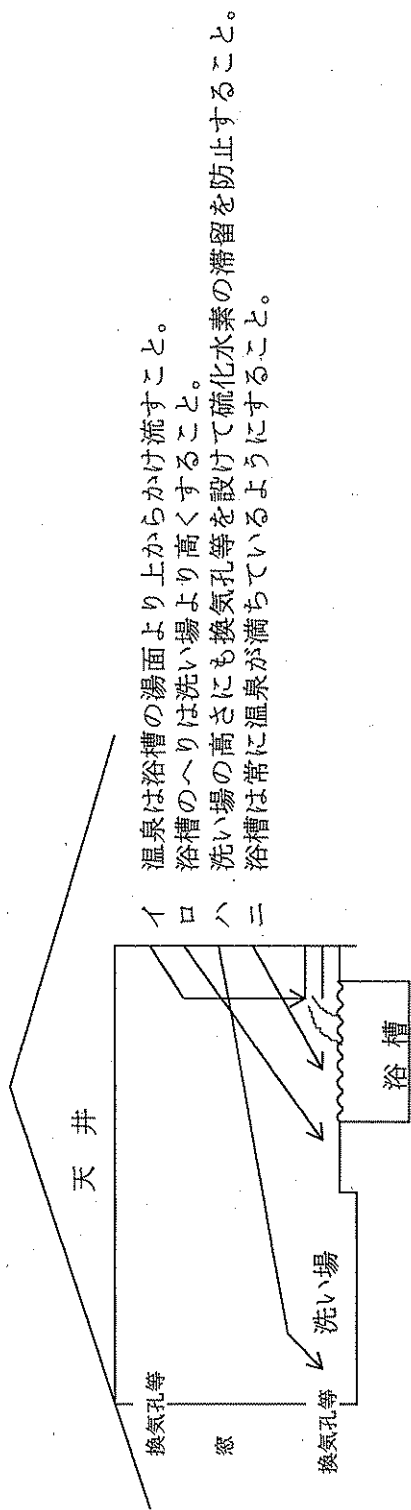
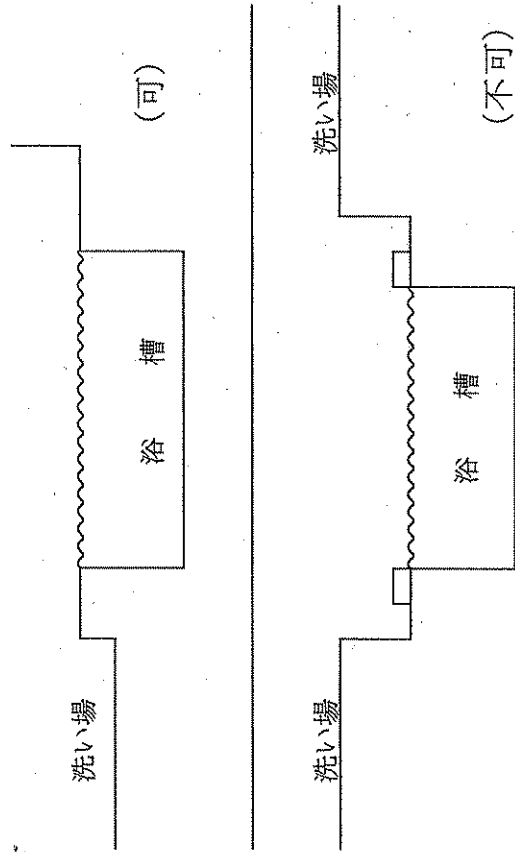


別図 1

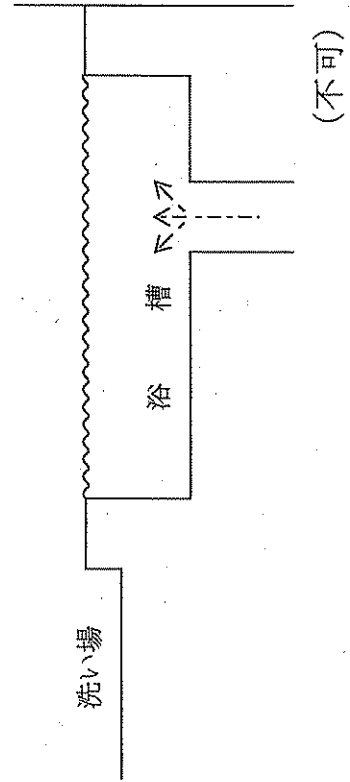
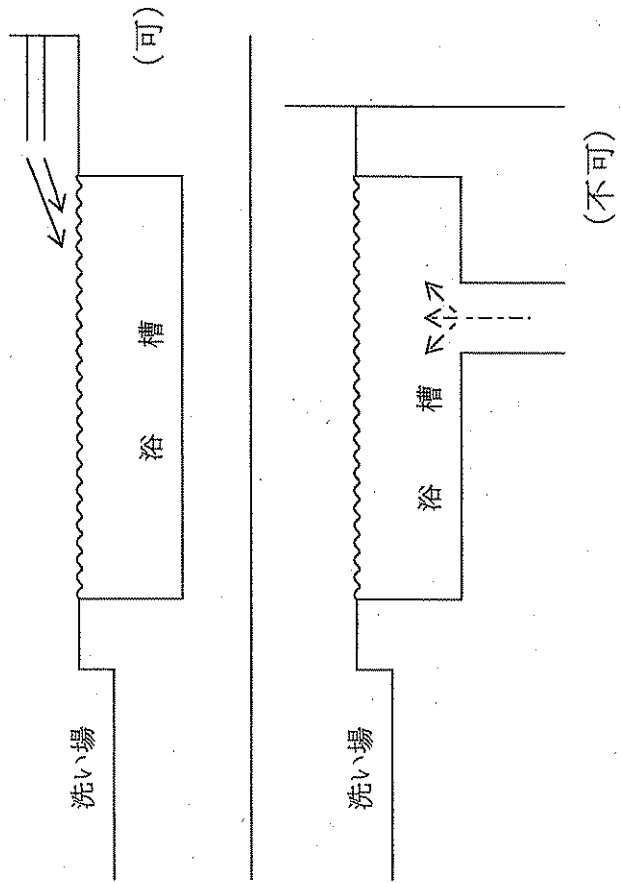


温泉は浴槽の湯面より上からかけ流すこと。
浴槽のへりは洗い場より高くすること。
洗い場の高さにも換気孔等を設けて硫化水素の滞留を防止すること。
浴槽は常に温泉が満ちているようにすること。

別図 2



別図 3



第二 飲用利用基準

1 基準の適用対象となる温泉水の成分の種類

ひ素、銅、ふっ素、鉛、水銀、遊離炭酸

2 飲用許容量

湯治のため温泉を飲用に供しようとする場合における飲用量は、次に掲げる量を超えないこと。

(1) 大人 (16才以上の者)

ア ひ素を含有する温泉水

0.3

飲用の総量 $\frac{A}{0.3} \times 1000$ ml (1日につき)

A

成分の総摂取量 0.3mg

イ 銅を含有する温泉水

2.0

飲用の総量 $\frac{A}{2.0} \times 1000$ ml (1日につき)

A

成分の総摂取量 2mg

ウ ふっ素を含有する温泉水

1.6

飲用の総量 $\frac{A}{1.6} \times 1000$ ml (1日につき)

A

成分の総摂取量 1.6mg

エ 鉛を含有する温泉水

0.2

飲用の総量 $\frac{A}{0.2} \times 1000$ ml (1日につき)

A

成分の総摂取量 0.2mg

オ 水銀を含有する温泉水

0.002

飲用の総量 $\frac{A}{0.002} \times 1000$ ml (1日につき)

A

成分の総摂取量 0.002mg

カ 遊離炭酸を含有する温泉水

(単純炭酸泉、含炭酸重曹泉等)

成分の総摂取量 1000mg (1回につき)

※Aは当該温泉の1kg中に含まれる成分の重量(mg単位)の数値

(2) 小人 (15才以下の者)

15才から8才まで

大人を1とした場合の2分の1量

7才から5才まで

大人を1とした場合の3分の1量

4才から3才まで

大人を1とした場合の6分の1量

2才以下

大人を1とした場合の10分の1量

(ふっ素については、乳幼児の飲用は避けること。)

3 施設の管理等

(1) 衛生管理

ア 源泉の管理

飲用の供する温泉源は、湧出する温泉に表流水や浅層地下水及び下水溝の水等が、温泉中に進入しないように遮断されていること。また、源泉の周辺は特に衛生的に管理すること。

イ 中継槽の管理

中継槽は、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等が流入しない構造とし、槽の蓋は周辺からの汚染を防止するのに十分な構造であること。

ウ 送(引)湯管路の管理

送(引)湯管路は、常に管内圧をある圧力以上に保ち、地中埋設部分において浅層地下水、表流水及び下水溝の水等が継手部分等から流入しないように管理すること。

エ 貯湯槽の管理

貯湯槽は、表流水、浅層地下水及び下水溝の水等の混入を防ぐため、完全な水密性を保持するよう常に管理し施設構造は、地上式にすること。また、年一回は、槽内を完全に清掃し、内面からの入念な点検を行うこと。(清掃する際は、各種ガス中毒を予防するために十分な換気をほどこす等注意すること。)

オ 飲泉用コップの管理

飲泉に用いるコップは、清潔なものをを用いること。

(2) 微生物学的衛生管理

飲用に供する温泉は、飲泉口において採取したものについて、年一回、一般細菌数及び大腸菌群の検査を行い、別表の基準値に適合していることを確認すること。また、必要があれば、過マンガン酸カリウム消費量を検査すること。検査の結果、不良の判定を得たときは、直ちに

飲泉を中止し、その原因を排除すること。

別表

検査項目	基準値
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること
大腸菌群	検出されないこと
※過マンガン酸カリウム消費量	10mg/l以下であること

※ただし、鉄、硫黄、腐植質を含む温泉については参考にしない。

(3) その他

ア 強酸強アルカリの温泉を飲用に供する場合にあっては、特に稀釈・容量等を明示すること。

イ 臭気、味、色度、濁度については、異常でないことを確認すること。

(4) 飲用場所の限定

飲用に供する湯栓等は公衆衛生が確保できるように限定し、その場所を明確に表示すること。

(5) 飲用許容量等の明示

飲用場所に飲用許容量その他必要となる飲用上の注意を掲示すること。とくに、炭酸ガスを含有する温泉については、大量の炭酸の飲用吸引による鉱泉酩酊について十分な注意を促すこと。また、掲示にあたっては、例えば「この容器で1回につき3杯まで」等飲用者に分かり易い方法も併せて示すこと。

第三 分析基準

- 1 第二の1に掲げた成分の分析は、鉱泉分析法指針により行うこと。
- 2 第二の3の(2)に示した一般細菌、大腸菌群、過マンガン酸カリウム消費量の検査については、次の方法により行うこと。

源泉における温泉水中の一般細菌、大腸菌群及び過マンガン酸カリウム消費量の試験法 (略)

温泉法第13条に基づく「温泉の利用の許可」

温泉法施行規則第5条

(温泉の利用の許可の申請)

- ①申請者の住所及び氏名
- ②浴用又は飲用の別
- ③温泉のゆう出地
- ④温泉の温度並びに成分
- ⑤分析及び検査を行った登録分析機関の名称及び登録番号
- ⑥不許可事由に「該当しないことを誓約した書面

温泉を公共の浴用
又は飲用に供しよ
うとする者

許可申請①

許可④

都道府県知事

温泉の成分が衛生上
有害か否かを審査

許可基準③

温泉法第13条第2項

温泉の成分が、衛生上有害か否か。

- 温泉利用基準
(昭和50年7月12日環境庁自然保護局長通知等、
平成18年3月1日環境省告示第59号)
- 各都道府県の要綱・規則等

提示の決定と同時に

意見を徴する②

回答③

医師

温泉は、成分を異にすることにより千差万別であり、特殊な疾患については、一般に、その利用を禁止すべきものも少なくないため、危害防止のため温泉の成分を確認する必要がある。よって、温泉を利用する権利を与えるための許可行為ではなく、あくまでも成分が衛生上有害か否かを確認するためのものである。

温泉法第14条に基づく「温泉の成分等の掲示」

温泉の成分、禁忌症、入浴又は飲用上の注意が対象

通応症は対象外

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者

温泉法第14条第3項

掲示内容届出 ①

掲示内容決定 ④

変更命令 ④

温泉法第14条第4項

温泉法施行規則第7条(温泉の成分等の掲示の届出)
法第14条第3項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 二 温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所
- 三 前条各号に掲げる事項

掲示内容決定後⑤

都道府県知事

参照

温泉法第14条の運用について(通知)

「温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準」

意見を徴する②

回答③

医師

温泉法施行規則第6条

- 一 温泉名
- 二 温泉の泉質
- 三 温泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- 四 温泉の成分
- 五 温泉の成分の分析年月日
- 六 登録分析機関の名称及び登録番号
- 七 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 八 温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 九 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、その旨を含む。)及びその理由
- 十 温泉に入浴剤(着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。)を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由
- 十一 浴用又は飲用の禁忌症
- 十二 浴用又は飲用の方法及び注意

温泉法第14条第1項

施設内の見やすい場所に、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を掲示